装置型式指定規則第五条第一項の表各号に掲げる特定装置	第二条第十一号の突入防止装置及び突入防止装置取付装置	第五十八号第二改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○			○	○		○		○	○		○	○
	第二条第十一号の二の前部潜り込み防止装置	第九十三号	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○			○		○			○	○		○		○			○	○
	第二条第十一号の三の前部潜り込み防止装置及び前部潜り込み防止装置取付装置	第九十三号	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○			○		○			○	○		○		○			○	○
	第二条第十一号の四の内装	第二十一号改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○		○	○		○	○
	第二条第十一号の五の運転者席	第百二十五号改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○
	第二条第十二号の座席	第十七号第八改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○	○	○	○	○		○		○	○		○	○
	第二条第十三号の座席及び頭部後傾抑止装置	第十七号第八改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○	○	○	○	○		○		○	○		○	○
	第二条第十二号の二の座席	第八十号第三改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○			○		○			○	○		○		○			○	○
	第二条第十三号の二の座席ベルト取付装置	第十四号第七改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○	○	○	○	○		○		○	○		○	○
	第二条第十三号の三の座席ベルト	第十六号第六改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○		○	○	○		○		○	○		○	○
	第二条第十四号の頭部後傾抑止装置	第二十五号第四改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○	○	○	○	○		○		○	○		○	○
	第二条第十五号の年少者用補助乗車装置	第百二十九号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第二条第十六号の乗降口の扉の開放防止装置	第十一号第四改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○		○	○	○		○		○	○		○	○
	第二条第十六号の二の窓ガラス	第四十三号改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○	○	○	○	○		○		○	○		○	○
	第二条第十七号の騒音防止装置	第四十一号第四改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○			○	○		○		○	○		○	○
	第二条第十九号の前照灯	第九十八号改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○	○	○		○	○	○	○		○		○			○	○
		第百十二号改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○		○	○	○	○	○
		第百十三号改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○		○	○	○	○	○
	第二条第十九号の二の前照灯	第百二十三号改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
	第二条第二十号の前照灯洗浄器	第四十五号改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○	○	○				○	○		○		○			○	○
	第二条第二十一号の前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置	第四十五号改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○	○	○				○	○		○		○			○	○
	第二条第二十二号の前部霧灯	第十九号第四改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○		○	○	○		○		○	○		○	○
	第二条第二十二号の二の側方照射灯	第百十九号改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○
	第二条第二十三号の車幅灯	第五十号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○		○	○		○		○	○		○	○
		第七号第二改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○		○	○